

防整技第7162号  
28.3.31

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

自衛隊の施設建築物に対する防火対象物の区分について（通知）

標記について、別表のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別表

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

## 防火対象物区分表

自衛隊の施設建築物の名称	消防法施行令 別表第一	自衛隊における区分
講堂及び集会所	(一) ロ	第1 防火対象物
幹部隊舎、一般隊舎（宿泊の用に供する部分）	(五) ロ	第2 防火対象物
中央及び地区病院	(六) イ	第3 防火対象物
板金工場、木工場、塗装工場、発動機整備工場、施設車両修理工場（例えば、修理作業に供する部分を有する車庫、器材庫を含む。）	(十二) イ	第4 防火対象物
車庫	(十三) イ	第5 防火対象物
整備格納庫、飛行格納庫	(十三) ロ	
一般倉庫、補給倉庫、需品倉庫、器材庫	(十四)	第6 防火対象物
一般隊舎（宿泊の用に供する部分を除く。） 部隊本部、医務室、ボイラー室、受配電室、 食厨	(十五)	第7 防火対象物
前各項以外の防火対象物で、その一部が前 各項に掲げる防火対象物の用途のいずれか に該当する用途に供されるもの	(十六)	第8 防火対象物
注：「医務室」「ボイラー室」「受配電室」及び「食厨」が独立の用途に供されているといえない場合（例 病院のボイラー室、工場の受配電室）には、それぞれの主たる用途によって、区分を定める。		